

いばらきふるさと県民登録制度運用規約

平成28年2月12日制定

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

1 制度の目的

いばらきふるさと県民登録制度は、茨城県以外にお住まいの方に、身近なふるさととして茨城県に愛着を持っていただき、継続的な交流から将来的に茨城県への二地域居住や移住につなげることを目的としています。

2 登録対象者

いばらきふるさと県民（以下「ふるさと県民」という。）の登録ができる方は、茨城県に愛着や関心を持っている方で、登録申請時に茨城県外に居住する方とします。

3 登録及びふるさと県民証交付手続き

登録を希望する方は、いばらき移住・二地域居住推進協議会（以下「協議会」という。）事務局又は都内の移住相談窓口（いばらき暮らしサポートセンター、いばらき移住・就職相談センター）において登録を申請してください。協議会事務局は、登録対象者として確認できた方をふるさと県民として登録するとともに、いばらきふるさと県民証（以下「ふるさと県民証」という。）を交付します。

（1）申請方法

登録申請は、次のいずれかの方法により申請することができます。

- ①直接持参、郵送、電子メール、FAXによる申請書の提出
- ②茨城県移住ポータルサイトの登録フォームからの申請

（2）ふるさと県民証の交付

ふるさと県民証は協議会事務局より交付します。ただし、都内の移住相談窓口において申請した場合は、相談員又はアドバイザーがふるさと県民証の交付を行います。

（3）個人情報の取扱い

登録申請の際にご記入いただいた個人情報は、協議会及び都内の移住相談窓口が適切に管理し、当制度の実施・運営、登録者への情報提供、県における施策立案資料以外の目的には使用いたしません。

4 特典及び利用方法等

ふるさと県民は次の特典を受けることができます。

（1）特典

①協賛企業や協賛施設（以下、「協賛企業等」という。）からのサービス

ふるさと県民証を提示することにより、協賛企業等から割引などの様々なサービスを受けることができます。協賛企業等や割引などのサービスについては、茨城県移住ポータルサイトに掲載するほか、協議会事務局及び都内の移住相談窓口においてご案内します。

②いばらき発 残価保証型居住プラン「ゆとりライフ」の利用

常陽銀行の住宅ローン「ゆとりライフ」を利用することができます。適用条件等、ローン制度の詳しい内容は、常陽銀行の窓口までお問い合わせください。

※茨城県、常陽銀行、移住・住みかえ支援機構（J T I）の三者は協定を締結し、「ゆとりライフ」を創設するなど、茨城県への移住促進に取り組んでいます。

③協議会が主催又は共催する移住体験や地元との交流を目的とするツアー（以下「移住・交流ツアー等」という。）参加者への記念品プレゼント

移住・交流ツアー等に参加された際に記念品を差し上げます。

④いばらきの移住・二地域居住に関する情報誌の送付

登録申請書記載の住所へ茨城県の移住・二地域居住に関する情報誌を送付します。

⑤県政情報等のメールマガジン配信サービス

登録申請書記載のメールアドレスへ、茨城県の情報を掲載したメールマガジンを配信します。

(2) 利用方法

①協賛企業等からのサービス

- ・ご利用前に協賛企業等の窓口等にふるさと県民証を提示して確認を受けてください。
- ・予約等が必要な協賛企業等については、予約等の際に「いばらきふるさと県民証を持っている」旨を伝えてください。
- ・原則として、他の割引制度（旅行代理店、インターネット、その他旅行雑誌など）との重複使用はできません。
- ・協賛企業等やサービス内容は、予告なく変更する場合があります。

②移住・交流ツアー等参加者への記念品プレゼント

- ・移住・交流ツアー等に参加される際に、ふるさと県民証をお持ちください。ふるさと県民証を確認のうえ、記念品をお渡しいたします。

5 有効期間

ふるさと県民の有効期間は、ふるさと県民証交付の日から平成31年3月31日までです。茨城県内に移住した後も、有効期間内は特典等を利用することができます。

6 その他

- ・ふるさと県民証の交付は無料です。
- ・ふるさと県民証は姓名記載のご本人のみが使用できます。
- ・ふるさと県民証は他人への貸与や譲渡はできません。
- ・虚偽の申請等が確認された場合は、直ちにふるさと県民証を協議会事務局に返還していただきます。
- ・申請時の連絡先に変更があった場合や茨城県に移住した場合は、協議会事務局又は都内の移住相談窓口までご連絡ください。
- ・紛失した場合や盗難にあった場合は、協議会事務局にご連絡ください。

7 事務局

いばらき移住・二地域居住推進協議会事務局（茨城県企画部企画課内）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 : 029-301-2536

ファックス : 029-301-2539

電子メール：iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

付則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。